参　考　資　料

国会質疑（議事録）

昭和２７年１２月　９日	参議院厚生委員会	藤　森　眞　治
昭和２９年　４月１６日	衆議院厚生委員会	岡　　　良　一
昭和３３年　３月　４日	参議院社会労働委員会	山　下　義　信
昭和３３年　３月１１日	参議院社会労働委員会	山　下　義　信
昭和３３年　９月１８日	参議院社会労働委員会	政　府　説　明
昭和３３年１０月　８日	衆議院社会労働委員会	滝　井　義　高
昭和４８年　３月　５日	衆議院予算委員会第三分科会	上　原　康　助
昭和５７年　３月１３日	参議院予算委員会	三　木　忠　雄
昭和６１年　４月　８日	参議院社会労働委員会	糸　久　八重子
昭和６２年　７月２９日	衆議院決算委員会	魚　住　汎　英
平成　元年　６月２１日	衆議院社会労働委員会	村　山　富　市
平成　６年１０月３１日	参議院厚生委員会	前　島　英三郎
平成１１年　４月　７日	参議院決算委員会	中　原　　　爽

昭和二十七年十二月九日　参議院厚生委員会
質問者　　藤森　眞治君

○委員長（藤森眞治君）　保険についてはちよつと大切ですから私お伺いしたいのですが、厚生年金の病院が計画されているが、どういうふうな計画で今進めておるのでありますか。

それから予算要求のほうへ出ております厚生年金の福祉施設に必要な経費がこの中に入つておりますか。

○政府委員（久下勝次君）　厚生年金病院の予算は今お話のように、厚生年金の福祉施設の中に入つております。この基本的な考え方は当初厚生年金制度ができましたときに保険料のうちの千分の一、即ち〇・一％を年金被保険者のための福祉施設に使うべきものであるというような了解といいますか制度になつておつたのでございます。ずつといろいろな事情からその辺が実現いたしませんで、最近に至つたのでございます。昨年さような方針でもあるのでというようなことで年金被保険者、特に現在被保険者の保険給付の多くを占めております怪我をいたしましたいわゆる障害年金受給者に対しまして、いろいろ整形外科的な治療を見てやることが必要でございます。そういう意味から東京と大阪に昨年度、今年度の二年度、まあ来年度に若干跨る予定でございますが、整形外科を中心とした病院を建設中でございます。それぞれ一部の病院が建築を落成いたしましたので、診療を開始いたしましたところでございますが、来年度の三月までに第二期工事が完成いたしまして、これによつて約三百ベツドの病院ができ上る予定でございます。

それからあとの附帯設備のための費用若干と、それからもう一つ北九州方面でも作つたらどうかという要望がございますので、その予算が要求してございます。

○委員長（藤森眞治君）　これは障害年金の受給者に対する特殊病院というような意味のように伺つたのですが、これは久下局長は医務局等の関係をよく御承知なんで、我々が申上げるまでもないのですが、こういう福祉施設に使うということがあるにいたしましても、医療体系としては何かもう一つ厚生年金なら厚生年金、国立病院は国立病院というふうなものでなくて、国の一貫した一つの方針の下におやりになることが我々は本筋じやないかと思うのですが、そういう点につきましては一番よく局長が事情をよく御承知なんですが、どういうお考えですか。

○政府委員（久下勝次君）　すでに建設の始まつております東京、大阪の病院につきましては、私は当初の計画のときに関係をしておりませんでしたので、今ここで詳しいことを申上げる材料を持つておらないのであります。少くとも今考えております九州方面に一つという要望に応えますることを、若し予算が通つて実施しようとするときには、当然私は医務局で考えております一般の医療機関整備計画というものに則るようにするつもりでございます。そうしてそのほうで必要がないという所にこのための施設を作る考えはございません。

○委員長（藤森眞治君）　北九州方面に仮に作るとすれば予定はどの辺を、何かまだおきめになつておらないのでございましようか。

○政府委員（久下勝次君）　私のほうとしてはまだきめておりません。地元福岡県からの要望では、北九州の五都市のどこかに作つてもらいたいということを県としてまとまつた要望を持つておりますが、この辺まだ予算も取れておりませんので、まだ具体的には考えておりません。

○委員長（藤森眞治君）　それじや丁度国立病院の地方委譲の問題もありますし、それから障害年金の受給者というと症状の固定した人が多いと思います。そういう場合に温泉病院等との絡み合いというものをお考えになつておりますでしようか。労働災害のあといろんな場合に温泉を利用するということが非常に有効なりというので必要とされておりますが、そういうものと一緒にして総合計画をお立てになるというふうにはお考えになつておらないのでしようか。

○政府委員（久下勝次君）　温泉を利用する施設につきましては、実は厚生年金の福祉施設といたしましてすでに全国に四カ所施設がございます。北は登別、湯河原、玉造、それから九州の嬉野、ここの四カ所でございます。温泉を利用いたします施設はすでに小さいのはあるのでございますが、それは温泉ばかりでもございませんという意見もございますので、一応東京、大阪に別のものを考えたわけでございます。そういう意味で、決して十分とは申せませんけれども、すでに温泉を主体としたものが四カ所ございまするので、そのほかの意味で今後のものは作つておるのでございます。

昭和二十九年四月十六日　衆議院厚生委員会
質問者　岡　良一君

○岡委員　その点はひとつ御研究願いたいと思います。われわれも研究してみたいと思うのです。

それから、これはこの間もいろいろ意見を申し上げたわけですが、繰返して申しますが、せつかく厚生年金保険を画期的に改正するのですから、そこで現金給付じやなくて、やはり現物給付という方向に持つて行く方が受給者としてもかえつて利便が増すのじやないかと思うのです。それは増し得る場合もあるし、またそれを希望する向もあると思うので、年金対象の中でやはり老齢年金受給者の有料ホームというものをつくるべきじやないかと思う。これはこの間も多少意見を申し上げましたが、そういう御計画があるかどうか、その点ひとつ率直な御意見を承つておきたいのであります。

○久下政府委員　先日も申し上げましたように、厚生年金保険の制度の中に福祉施設というのがございます。私どもも老人ホームをつくるということは福祉施設の事業としては非常に適当な仕事と思つております。ただ問題は、現在の段階におきましては、老人ホームに入つてその収容の経費をまかなうだけの給付をやるだけの財源もございませんものですから、非常に年金給付が低額になつておりまするので、問題は老人ホーマをつくりましても、それをどう運営して行くか、またつくりました資金をどう消化して行くかということに実は非常に難点がございまするので、ただいまのところはそういう意味合いで研究いたしておるところであります。ただ抽象的な考え方として、福祉施設の一環として老人ホームをつくるということは、私の考えでは厚生年金保険の給付対象として好個の事業であるというふうに考えます。

○岡委員　そうしますと生活保護法で六十歳を過ぎた老人についての一箇月の生活補助費は今幾らでございますか。

○久下政府委員　先日大臣からも申し上げたのでありますが、六十歳以上の男子につきましては、世帯を構えている場合と構えていない場合とでは相当な開きがあります。世帯を構えております者に対する一級地の甲は、月額二千四百四十五円、これは一般生活費と居宅需要費との合算額であります。このほかに場合によりましては冬季加給と住宅費がございますが、それは除いた数字であります。それから一級地の乙が二千三百円。世帯を構えておりません、世帯主でありません六十歳以上の男子は、一級地の甲が千七百八十五円、一級地の乙が千六百八十円、こういうことになります。

○岡委員　もちろん生活保護法の生活扶助は、現実に照し合せて非常に低いから、これを適当に引上げるような形で、現に年金を三万一千円もらうにしても三万円もらうにしても、二千五百円ある。そうすれば生活保護法で世帯を構えていない老人について、老人ホームをつくつてそこへ入れてやるということで、建設費とその投下資本利子あるいはその運営に必要な事務費とか、そのために介添人だとかいうような費用を国や地方団体等が――これは国や地方団体の財政の問題等もありましようが、ある程度まで奮発するということでやれば、八千円老人ホームではかかるからとてもできないという論理で拒絶さるべきものではなくて、ある程度までやつて行けるような気がするのですが、実際問題としてそういうわけには行かないでしようか。

○久下政府委員　私どももおつしやる通りの建前がとれますればできぬことはないと思つております。問題は建設費、それからその後の営繕に必要な経費、少くとも建物に関係した諸経貸というものを除いて、純粋なそこに入つて食事をして行く程度の必要経費でありますれば、この現在御提案申し上げております年金給付額でも高額の人ならば十分やつて行けるのではないかというふうに考えております。問題はただ今お話の中にございましたように、建設費をどうするかという点がやはり難点でございまして、これを年金財政の中からだけやるということは現在の段階では無理であります。何かほかに府県、国等で別途な方法を講じまして、おつしやるような方途が講じられますれば、私どもとしては老人ホームをつくりますことは成り立つて行くことではないかと思います。

○岡委員　それから障害年金などを受けておる人――いわゆる厚生年金保険病院ですか、最近東京でもできておるし、北九州にもできるとか聞いておりますが、うかつな話ですけれども、あれは一体全国に何箇所あつて、どういう利用率を示しておるか、また将来この厚生年金保険法が施行されて行くと、それに伴つて何らか拡張する計画など、具体的な点が点があつたらお答えを願いたいと思います。

○久下政府委員　現在厚生年金関係で持つております病院は北海道の登別、神奈川県の湯河原、島根県の玉造、三温泉地にそれぞれ二百床ないし三百床程度のものを持つております。それに新しく東京と大阪に別につくつたわけでございます。これは現在それぞれ三百床ございます。それから近く起工式をいたそうとしておりますが、九州の福岡県の八幡市に二百五十床のものをつくる計画を持つております。これはこの間も申し上げましたように、障害年金受給者で、特に身体障害者で、厚生医療といわれておるような治療を行いますれば、また再び職業戦線に復帰できるような可能性のあるような人たちを対象として、年金の福祉施設としてやつておるのであります。しかしながら実際の利用はこれらの直接年金受給者のために利用されておる部分というよりも、むしろ一般の健康保険被保険者の取扱いの方が多うございまして、利用率は今詳しい資料を持つて来ておりませんが、大体どこもほとんど満員の状況で利用されておるのであります。

○岡委員　将来の御計画は……。

○久下政府委員　将来といたしましては――ただいまのところも九州の計画が済みましたならば、次に引続いて新しく方々に立てるという計画は持つておりません。九州が完成いたしましたならば、これで一段落いたしまして、むしろ既存の施設の整備に重点を注ぐべく、当分はこの程度の範囲でやつて行くつもりであります。

○岡委員　ぼくは玉造のものは一ぺん一晩とまつて様子を見せてもらつたことがあるのです。おつしやるように、別に厚生年金被保険者というよりも健康保険の被保険者、身体障害者の手帳を持つておるような人が広汎に利用されておる様子だが、繰返して申しますけれども、積立金なり積立金の利子などから、単に金銭の給付ということよりも、やはり現品を給付してやるという意味で、せつかくの厚生年金が出発するとすれば、その裏づけとして、やはり各府県には老人ホームくらいはつくる、また各ブロックには集中的な厚生年金保険病院をつくつて厚生医療をしてやる、あるいは障害年金受給者の保護をはかつてやるというような、施設の裏づけというものに大いに努力していただかなければならないのじやないかと思うのです。

昭和三十三年三月四日　参議院社会労働委員会
質問者　　山下　義信君

○山下義信君　厚生年金病院を数億の金でもって建設し、八億数千万円の金で厚生年金会館を作るということは、どこで審議するのですか。だれがきめるのですか。だれがそういうことを承認するのですか。
○政府委員（山本正淑君）　厚生省といたしまして、厚生省の方針をきめまして、予算折衝いたして、予算に計上した次第でございます。
○山下義信君　米田政務次官、実際は、これらの諸計画は、すなわち、いうまでもなく、予算にこれが計上されてあるのでありますから、一般予算、特別会計予算で、予算審議で、国会の審議を経過しておるわけなんです。しかしながら、これらの特別会計のいわゆる積立金の使用の内容というものが、自他周知のごとく、国会で詳細に論議をして、そして承認をしたという事実はきわめてまれなんです。ことに保険の特別会計のごときは、一潟千里で国会が審議を終了するのでありまして、その詳細な内容を審議するということは、実は深く触れないことが事実なんです。そこで、これらの八億幾千万円の経費を投じて厚生年金会館を作るということも、いつの間にきまったのか、どういう構想で建てるのか、何の目的で建てるのか、どこへ建てるのかということもほとんど知らない。知らない間に作られている。厚生年金病院とてもまたしかりであります。これは、われわれも注意しなければならぬのでありますが、ことに御考慮を願わなきゃならぬと思うことは、厚生年金病院並びに厚生年金会館等のこれらのいわゆる福利厚生施設というものの運用はだれがやるのか。厚生省がやっておる。厚生省がやっておると、ばく然と言えばそうであるが、厚生省の中のだれがやるか。私が仄聞するところによると、これは、厚生省の中に厚生団というようなものがあって、それが経営をし、計画をし、運用するといいますか、やっておるのではないかと思うのですが、それはどうですか。
○政府委員（山本正淑君）　厚生年金病院は財団法人厚生団に委託経営をさせております。厚生年金会館につきましては、これは、特殊法人の形でいくかどうかということにつきましては、まだ方針がきまっておりません。
○山下義信君　お聞きの通りです。予算がきまって、ものが建っておるのに、それを運営するものはだれがするかという、経営主体がきまっていないという状況なんです。実際言いますと……。しかも、今の厚生年金病院を経営しておるという、その財団法人厚生団というものは、聞いたこともない。これは、厚生省の中のいわゆる関係団体であって、厚生省の中で作った団体であって、名前はそうなっておるけれども、いわゆる厚生省の一部局と同じことなんでしょう。実際いったら、ほんとうの民間団体じゃなくして、厚生省の中に、ただそういう名前で持っておるということだけでしょう。健康保険病院の経営主体とてもまたしかりでしょう。同じでしょう。こういうようなものを明確にする必要をお考えになりませんか。これは厚生省の直営じゃないのですよ。財団法人厚生団という名称のもとに、それが経営主体になっておるのでありますが、だれもこれを知らない。だれもこれを監督しない。先般労働省は、労災病院の経営主体でありました労災協会その他を、これは、よい悪いは別として、労働福祉厚生団というものを作って、法律でちゃんと、その経営主体というものを立法化した。明るみに出した。外に出した。公衆の面前にさらすようにした。これは、政府の事務局の一部の中にあいまいもこたる、建前は財団法人ということになっておりましょうけれども、いわゆる事務当局でどうにでもなるような、自由自在になるような一つの団体を作って、そうしてそれに仕事をやる、いろいろやらせる、経営させるということは、私は立法を考える必要があるのじゃないかと思うのです。そういう厚生団体を作ることに、厚生年金の被保険者が参加しましたか、相談にあずかりましたか。どういうことになっておるのです。これは、厚生年金の積立金を使って、それを運用する団体なんです。よほどこれは考えなければならぬと思うのですね。この点を申し上げて、ここですぐに政務次官の御考慮を承わるということは無理かもしれませんが、お考えを願って、根本的に御調査に相なりまして、りっぱな団体にするならばするように、公明な、明確な、公的なような性格を強めるように御研究願いたいと思いますが、いかがですか。
○政府委員（米田吉盛君）　正直のところ、うかつにこういうこまかい、こまかいと言っては語弊がありますが、こういう問題があることを十分承知いたしておらなかったのであります。今御質問によって、私初めて実は事柄がわかりました。正直のところ、そういうことであります。これは十分調査いたしまして、いやしくもこういうものが不明のままに、やみからやみに運営せられるというような体制は、根本的に改めていかなければならぬ。十分この点は、私責任をもちまして調査をし、大臣とともども、この点は十分責任ある処置をいたしたい、こういうように考えております。

昭和三十三年三月十一日　参議院社会労働委員会
質問者　　山下　義信君

○山下義信君　・・・・厚生年金会館の問題をちょっと聞いておきましよう。
　これは、前回の委員会で承わりますと、八億七千万円、約十億に近い金を投じてこの会館を作る。それで、厚生年金特別会計の金でこういう施設をやっていいということが、どこか法律か何かにありますかね。
○政府委員（高田正巳君）　法律にございます。年金保険法の七十九条に「政府は、被保険者、被保険者であった者及び受給権者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。」七十九条でございます。
○山下義信君　それで、その法規に基いて厚生年金の金を使って、こういう建物を作ってもよろしいと、こう言っている。これは一つの施設ですね。これがどの程度被保険者の福利厚生施設になるのか。会館の設計、内容、運営、いろいろなことを聞かなければわからぬですけれども、まあこれも一つの問題ですが、そういう会館を建ててだれが経営するのか、これを。
○政府委員（高田正巳君）　経営は、従来の福祉施設と同じように、厚生団というふうな財団法人を考えております。まだ決定をいたしておりません。
○山下義信君　これはね、本末転倒でね。十億に近い金を投じて一つのものを作るのに、だれが経営するのか、経営主体をきめずにそういう金を使うということは、金の使い方が放漫です。計画が粗雑です。だれが経営するかということは重大です。私はそう思う。ですから、そういうことに金を使って、建設費がかかって、まだその一番肝心の、だれが経営するかということがきまっていないということは、私はこれはいかんと思うのです。それで、厚生省が直営でやるならば、直接その運営に当るならば、そういう措置をとらなきゃならぬでしょう。それから、厚生団という団体にこれを委託経営させるならば、委託経営させるような方法をとらなければならぬ、いずれにしても、厚生省の措置が要るでしょう、こういう施設を持ったら、これは単に何でしょう、健康保険にあるような給付施設や、福利、福祉施設のようなものを作って、そしてああいうものも、実は経営主体その他もあいまいのままですが、そういうものと同じように、いつの間にか物が建って、それで、いつの間にかだれかがこれを経営しているという形では、これはちょっといかぬと私は思う。ですから、場合によりましたらば、あなたの方で方針がきまっておったら、それぞれ所定の手続をしなくちゃならぬのじゃないかと思う。その辺は保険局長、どう考えておられますか。
○政府委員（高田正巳君）　もちろん、仰せのように、方針をきちっときめましたならば、所定の手続は必要と存じます。政府が直接経営いたすということも、これはあり得るわけでございますが、施設の性格上、役人がやるにはどうも不経済な経営をやりかねない性格を役人というものは持っておりまするので、むしろしかるべき団体に委託をいたしまして、経営をまかしたい、かような今気持を持っております。しかし、まだ最終的には決定をいたしておりません。

昭和三十三年九月十八日　参議院社会労働委員会

○委員長（久保等君）　次に、社会保障制度に関する調査の一環として、昭和三十四年度厚生省関係予算に関する件を議題といたします。
　厚生省当局の説明を求めます。

○説明員（山本正淑君）　お手元に差し上げてございます昭和三十四年度重要施策につきまして、ただいまの大臣の御説明に若干つけ加えさしていただきたいと思います・・・・・それから有料老人ホームの希望も相当あるようでございますが、これは相当経費がかかるというので運営上いろいろ問題がありますので、さしあたって来年度はモデル・ケースといたしまして、厚生年金の福祉施設としてモデル的に作って、それを検討して将来拡充していきたい、かような構想に相なっております。

昭和三十三年十月八日　衆議院社会労働委員会
質問者　　滝井　義高君

○滝井委員　国民年金の関係は、小山さんもいらっしゃいませんし、大蔵省の主計局を呼んでおるのですが、これもちょっと急なために来ておりませんので、年金問題はあすにさせていただきまして、きょうは幸い医務局長もおいでだし保険局長もおられますので、一つ病院のことをお尋ねしたいと思うのです。

まず、先般の一日の本会議で、日本の医療制度というものがばらばらであるし、病院の運営の主体もばらばらである、しかもその病院で支払われる診療報酬もばらばらだし、管轄する官庁も、特に医療機関の管轄官庁なんというものはばらばらだ、一体これを今後どういう工合に改善していくかということの質問に対して、実は本会議場であったために、明確な答弁が得られなかったのです。そこで、時間の関係もありますので一つ具体的にお尋ねしたいのですが、それは特に保険局の所管でございますが、今問題になっておる年金と非常に重要な関係のある厚生年金の還元されたお金と申しますか、とにかく厚生年金の利子の一部を充てている厚生年金病院の配置の問題です。一体厚生年金病院というものはどういう方針で全国各地にお作りになっておるのか、その何か基本的な方針でもあればお示しを願いたいと思います。

○高田政府委員　お答えいたします。御存じのように厚生年金関係の病院といたしましては、総合病院として東京、大阪、北九州、それから整形関係の単科といたしまして登別、湯河原、玉造と、大体こういうことになっております。どういう方針でというお尋ねでございますが、まあ全国的に見まして主要な以上三カ所に総合病院を設け、また整形の関係につきましても大体全国的に地域的な配置も考えておりまするが、同時にまたそれには温泉というようなものの関係につきましても考慮いたしまして、以上のような配置をいたしたわけでございます。

○滝井委員　そうしますと、厚生年金の積立金の利子というものは今後当分の間、年々歳々三百億ないし四百億ずつの積立金の増加があるわけです。従ってそこから出てくる利子というものも百億をこえる状態がすぐ出てくるだろうと思う。そうしますと、労働者のための福祉施設として今病院のほかに住宅や体育施設その他いろいろのものが作られておるわけでございますが、この厚生年金病院というものも従って必然的に全国的に、今の総合三カ所と特殊な整形三万所の六カ所以外にだんだん作られていくと思うのですが、これは一体どういう基本的な配置の方針でやっていくのか、と申しますのは、厚生省自身の所管として見ますと、すでに別に国立病院とか結核療養所もあるわけです。それから高田さんの方でいえば、私はこの前一応ここでいろいろ御質問申し上げて、いずれこれは機会をあらためてその後の経過も聞かしてもらいたいと思いますが、健康保険の病院もあるわけです。そうして今度は今言った厚生年金がある。同じような種類に労働省の労災病院がある。これも整形外科を中心とするものなんです。そうすると、それらの直接われわれ国民の税金、あるいは税金に非常に近い保険料の積み立てによってまかなわれていき、あるいは運営をされていくそれらの病院の配置というものはやはりどこかで一貫をして、全国的な医療機関の分布状態をにらんで、適正な配置をやっていくところがなくてはいかぬと思うのです。そこで今厚生年金病院は六カ所でございますが、まず全国の病院の整備状態から見れば、私は厚生年金病院は第一流だと思います。それだけに厚生年金病院をどこに作るかということは、労働者にとっても非常に大きな関心事であるとともに、公的医療機関はもちろん、私的医療機関にとってもこれは非常に重大な関心事たらざるを得ないわけです。今後、冒頭に申し上げましたように、だんだん積立金が増加すれば必然的に厚生年金病院を建てる頻度が多くなってくる。何かここに方針がないと今後やはりいろいろ問題が起ると思いますが、今後どういう方針なのか、それをもう少し具体的にお示しを願いたいと思います。

○高田政府委員　厚生年金病院は、実は積立金の利子等でやっておるものではございません。これは年々の保険料のうちから法律に基きまして、ある程度のものを厚生年金被保険者の福祉のために、保険給付以外に福祉施設として使うという法律がございまして、その福祉施設としてこれをやっておるわけでございます。従いまして積立金並びにその利子と直接の関係はないのであります。それにいたしましても、今の滝井先生の御質問はごもっともだと存ずるのでございまして、実は厚生年金の福祉施設というものにつきまして、現在その他の福祉施設もいろいろやっておりますけれども、病院を今後もう少したくさん作っていくかどうか、ふやしていくかどうか、病院はすでに今申し上げた程度ございまして、しかも御指摘のように年金関係以外のいろいろな病院もすでにたくさん整備されておるところもございますので、あるいは病院を設置するのはこの程度にとどめて、さらに他の部面に福祉施設として手を伸ばしていったらどうであろうか、こういうふうな意見も実はあるのでございます。来年度の予算の要求といたしましては、ごく試験的に年金受給者が年金をもらう。その年金の程度で入っておれるような有料老人ホームみたいなものを、実は試験的に二、三カ所福祉施設の予算として要求しておるのでございます。養老院に限らず、その他の部面にも年金被保険者の福祉施設として適当な方面に手を伸ばしていったらどうだろうか、こういうふうな意見も実は相当有力に出ておるわけでございます。しかしながら病院を絶対にふやさぬという方針をまだ確定いたしておるわけではございません。現に厚生年金病院を作ってもらいたいという要望が、二、三年前から相当有力に出ておる地方もございまして、それらの要望等も、その方針を決定いたします上には十分頭の中に入れて判断をいたさなければなりませんので、これ以上ふやさぬという方針を決定いたしたわけではございませんが、しかし他の病院以外の福祉施設の方に手を伸ばしていくべきじゃないかという意見の方が非常に強うございますので、今後この福祉施設でどんどん病院を増設していくというふうな方向にはおそらく参るまいかと、ただいまのところ私は考えておるのでございます。しかしそれにいたしましても、もしかりに若干でも広げていくというようなことになりました場合に、御指摘のように他の医療機関の配置の工合、特に公的病院の、しかも整形関係の病院の配置の工合というふうなものは、かりに病院をふやしていくといたしますれば、当然その考慮の中に入れてこれらのことを考えなければならぬかと存じます。大体以上のような状況でございます。

○滝井委員　どうも私もうっかりしておりましたが、私は厚生年金病院というのは、保険料の積立金の利子で建てられておるものだ、こう思っておったわけです。ところが今法律で、保険料の中から保険給付の形態で福祉施設を作ってやる、こういうお話しがあったのですが、そうしますと、その予算はどの項目に入りますか。

○高田政府委員　お答えいたします。厚生保険特別会計の予算でございまして、形式といたしまして、いわゆる健康保険勘定とか、厚生年金勘定とか、あるいは自前財源の勘定でございます。その厚生年金勘定から厚生保険特別会計の業務勘定に繰り入れまして、そうして事業の執行といたしましては、業務勘定の事業としてやっておるわけでございます。財源は年金勘定から出るわけでございます。従いまして特別会計の予算の中にそれが載っておるわけでございます。
○滝井委員　どうも私不勉強で、今までずいぶん厚生保険勘定は勉強したつもりだったのだが、そこまでは実は気づきませんでした。実は、一応質問したいと思っておったのですが、何か厚生団というものがあるので、保険料の積み立てたその利子を厚生団か何かにやって、そしてそこまで、かつての労災協会と同じようにやっておるものだ、こう思っておりましたが、そうしますと厚生団というものと厚生年金病院というのは何か関係があるのですか。
○高田政府委員　お答えいたします。厚生年金病院は、今のように厚生保険特別会計で、いわゆる特別会計が自分で建物を建てまして設置をいたしておるものでございますが、これが経営を政府で直接やる、特別会計で直接やるということになりますと、なかなか不便な点もございますし、またそれらの職員はすべて国の役人というような関係になって参りますので、ずっと古くから厚生団という一つのたしか財団法人だったと思うのですが、これに福祉施設の経営を委託いたしまして、この厚生団が直接の経営者としてこれらの福祉施設の運営に当っておるわけでございます。従いまして国有民営というような、いってみればそういうふうな形になっておるわけでございます。厚生団というものはかように厚生年金の福祉施設の運営を受託するという目的のためにできておる団体でございます。大体さような関係になっておるわけでございます。
○滝井委員　そうしますと、かつて問題になりました社会保険病院と同じように、いわば国有財産である厚生年金病院というものを国が作って、その国有財産を厚生団に貸し与えて、これはまあ無料で貸し与えることになるのだと思いますが、そうしてそこで独立採算制でやらせる、こうなるのですか。
○高田政府委員　大体そういうことでございます。正確に申しますと、貸すということになるかどうか、法律上の性格が少し問題でございますが、結局その経営を団体に委託をいたしておる、こういう格好でございます。
○滝井委員　いや、これは結局結論は貸すことになると思うのです。使用料をとるわけではないのですから、無料で貸すので、ちょうど社会保険病院と結局結論的には同じようになるのではないでしょうか。先般問題になりました社会保険病院というものは国有財産、そしてその国有財産を受託者である都道府県の社会保険協会あるいは市というようなものに——朝日新聞なんかもそうだったと思いますが、それらの団体に委託をする。そしてそこに受託、委託の契約ができてくる。それによって受託団体というものが財団法人か何かを作って、それで独立採算制で運営をしていく。そこに給与の問題等で、それぞれ黒字のところもあれば赤字のところもあるということでアンバランスが生じたということから、一つの問題があったと思うのです。そうしますと、今厚生団という、これは一つの団体だから、この前みたような社会保険協会よりか、一本でいっておるわけだと思いますから、かちっとしておりますが、独立採算制でやるということになると、厚生団が運営をする厚生年金病院というものは、給与体系その他は健康保険病院と違って一本になって、うまくいっておるのでしょうね。
○高田政府委員　御指摘のように、その関係は社会保険病院と社会保険協会との関係、あるいは市との関係と同じような関係でございます。それから、今の給与の問題等がばらばらになっていないかという御質問でございますが、これは今仰せになりましたように、全国一本で運営をいたしておりますので、御心配のような点はございません。

昭和四十八年三月五日　衆議院予算委員会第三分科会
質問者　　上原　康助君

○上原分科員　・・・・・最後に大臣に、いろいろお伺いしたかったのですが決意のほどを伺いたい点は、最初から申し上げましたように、やはり医療水準なりいろいろな面で本土との格差というのが大きい、そういう面からしても私は政府の積極的な対策というのを打ち出すと同時に、県民の、これは本土の国民含めて全般的に言えると思うのですが、沖縄の立地条件等を十分考慮に入れた場合は、国民の積極的な健康増進と福利厚生をはかるという意味で、やはり健康管理センターなり厚生年金スポーツセンター、国民年金保養センターなど、沖縄にそういった政府立の何といいますか国民保養所というものを設立してしかるべきだと思うんですね。そういうことが沖縄の着実な開発にもつながるし、医療水準を引き上げていく、あるいは県民の生活環境を整備していくという上でも大事なことじゃないかと思うのです。しかし、これまでまだ、縦割りのいろいろな会館なりそういうのができておりますが、国としてのそういった施設というのは、皆無にひとしいんですね。そういう意味で、私は厚生省としては今後そのような国民の立場で、あるいは県民生活にほんとうに憩いをもたらす健康管理ができるという施設、設備をつくるべきだと思うんです。その面についてぜひ御検討いただいて、予算措置もしていただいて、今後できるだけ県内の事情にこたえていくというお考えがあるかどうか、お尋ねをしておきたいと思うのです。
○齋藤国務大臣　沖縄におきます医療水準の向上のためには、県とよく相談しながら全力を尽くして努力いたしてまいりたいと考えておりますし、同時に、いまお述べになりましたような、県を通してというのじゃなくて、まあ国立の何か健康管理センターとか、あるいは保養基地的なものとか、福利施設的なものとか、そういうものをつくったらどうかという御意見をまじえてのお尋ねでございますが、まさしく私もそのとおりだと思いますから、その必要性を十分痛感いたしまして、まあ来年になるか再来年になるかは別といたしまして、積極的に県民の要望に沿うて努力をいたします。

昭和五十七年三月十三日　参議院予算委員会
質問者　　三木　忠雄君

○三木忠雄君　私は、国と地方との問題で、いろいろ国で計画する問題が、ある場合には補助金を出し、あるいは金を出して地方に負担をかけているという点が随所に見受けられるわけです。この典型的なもので私きょうひとつ指摘を具体的にしておきたいと思うのですけれども、公的宿泊、レクリエーションの施設というものが、各省別に、あるいは各特殊法人別にいろいろな種類があって一もうこれは時間がありませんので、私細かく詰めませんけれども、約三千有余にあるわけです、全国に。それで、この実態をお聞きしたいと、こういう感じで各省にいろいろ聞いてみますと、余り掌握をされてないんですね。国でどこも一カ所に掌握しているところはないのです。
時間がありませんけれども、厚生省とか、あるいは建設省とか環境庁とか、いろいろ各地域でやっている、各省でやっているレクリエーションセンターというものは、設立当初はいろんな役割りがあったんだと思うのですけれども、同じようなものがいっぱいあるわけですよ。たとえば、運輸省には観光レクリエーション地区、青少年旅行村、ユースホステル。あるいは厚生省には国民年金保養センター、大規模年金保養基地、厚生年金会館、健康文化センター、厚生年金休暇センター。あるいは郵政省には簡易保険郵便年金加入者ホーム、簡易保険郵便年金保養センター、簡易保険会館、郵便貯金会館。あるいは労働省には中小企業レクリエーションセンター、労働福祉事業団休養所、勤労者野外活動施設、勤労総合福祉センター。あるいは農水省には自然休養村。建設省にはレクリエーション都市。文部省には少年自然の家、青年の家、婦人教育会館。あるいは自治省にはレクリエーションエリア。環境庁には国民宿舎、国民休暇村、国民休養地、国民保養温泉地。林野庁には二十一世紀の森、昭和の森、自然休養林。あるいは国土庁には山村と都市協同の山村振興モデル事業、高齢者生産活動センター建設モデル事業、山村地域若者定住環境整備モデル事業。このほかに各年金事業団やあるいは各種共済が皆持っているわけです、これ読み上げると時間ありませんから。こういうふうな問題が実際に多過ぎるんです。こういうばらばらな問題がやはり縦割り行政の大きなひずみというか、この問題が私は出てきているのではないか。いわんや年金の金を使って、そしていろんな建物をつくっている。これが果たしてオイルショック以後における、さらに拡大をしようというこの計画が果たしていまの実態に合っているかどうか。この問題について総理どうお考えになりますか。
○国務大臣（中曽根康弘君）　三木さん御指摘のように、雨後のタケノコのごとくにそういうものがいま林立しております。そしてダブっているものもあって投資が非常にむだになっていると思われるのもありますし、あるいは民間を圧迫しているものもかなり出てきております。そこで行政管理庁でいま実態調査をしておりまして、それに基づいて勧告しようと思っております。

昭和六十一年四月八日　参議院社会労働委員会
質問者　　糸久八重子君

○糸久八重子君　厚生年金保険の現在の福祉施設は、大半が財団法人の厚生団というんですか、で運営が行われていると。現在行っているような各種の福祉施設、今申しました会館とか老人ホームとか病院とかスポーツセンター、こういった方法で、つまり財団法人厚生団で運営をしていく必要があるのかどうなのか。また、こういう施設はこれから皆年金時代になるわけですけれども、加入者との結びつきをどのように考えたらよろしいのか、もうそろそろ再検討する時期に来ているのではないかと思うんですけれども、その辺のところはいかがでしょうか。
○政府委員（長尾立子君）　先生御指摘のように、厚生年金保険の福祉施設につきましては、財団法人厚生団に一括経営を委託いたしております。厚生団は、実は戦前から設立をされました非常に古い財団法人でございますが、本来、年金の場合には障害年金の給付を持っておりますので、リハビリテーションでございますとかそういった施設を、諸外国でも大きな施設を持っておるわけでございますが、厚生団はそういった施設をいわば現物給付的に実施をするものとしてスタートをしたという経緯がございます。現在は、こういった厚生年金病院、それから保養ホーム等のほかに、先生お話しの厚生年金会館とかスポーツセンターとか、そういう施設が全国で八十七カ所あるわけでございますが、そういった施設を全体といたしまして厚生団が経営委託を受けておるということでございます。
　一方、もう一つの大きな年金制度でございます国民年金につきましても実は同じような福祉施設を持っておるわけでございますが、これにつきましては、同じく施設整備を中心といたしましたサービスを約二百二十九億ほどやっております。これは六十一年度予算でございます。この部分につきましては別の法人を設けまして、国民年金の福祉施設は、その性格からいいまして非常にその地域と密着した事業でございますので、各都道府県に一カ所程度の施設をつくっておるわけでございますが、各都道府県でその法人をつくりまして施設の運営をしていただいておる。中央会館のみが連合会が設置をしておるという形になっておるわけでございます。
　この施設の経営でございますけれども、やはりそれぞれの今までの伝統に基づきます施設運営についてのいろいろな蓄積がございます。私どもといたしましては、今までの施設の経営、大変良好にやっていただいておりますので、被保険者の皆様、受給者の皆様の声を十分に反映する形で運営にもそれぞれ参画をしていただいておるわけでございますが、こういった形で今後も運営をしていきたいというふうに思っております。

昭和六十二年七月二十九日　衆議院決算委員会
質問者　　魚住　汎英君

○魚住委員　公的な宿泊施設に対する質問を数点いたしたいと思います。的確かつ前向きな御答弁をお願い申し上げたいと存じます。
　まず最初に、厚生省及び郵政省、労働省その他の省庁におきまして、国民の福祉の増進、また健全なレクリエーションを楽しみながら健康の増進を図る等々の目的をもって会館、宿泊施設等の、民間の旅館やホテルと類似の施設を設置していることは御承知のとおりでありますが、きょうは特に厚生省の施設等についていろいろとお尋ねをしてみたい、このように思うわけであります。
　厚生年金は、御承知のとおり国民の大多数が、自分たちの生計を考えながらその加入の意思を持って、自分たちの将来の生活設計のために、言うならば半強制的と申しますか、そういうような形で加入をしておる年金制度でございます。ここで年金制度のよしあしを申し上げようとは思わないわけでありますけれども、それらの年金を原資として各種の事業がなされておるわけでございます。その中でもとりわけ、今申し上げましたようにそれらの年金を原資とした公的な宿泊施設であるところの厚生年金会館でありますとかサンピア何々でありますとか、そのような呼称を用いた宿泊施設等が設置をされておるわけでございますが、それらの設置の状況をまずお尋ねしたい、このように思います。
○岸本政府委員　厚生年金保険の福祉施設は、厚生年金保険法に基づきまして被保険者や受給者等の福祉の増進を図ることを目的として設置されるものでありまして、制度に対する被保険者等の理解を深め、保険料納付に当たっての協力を確保する等、制度の円滑な運営に貴重な役割を果たしているものでございます。
　先生のお尋ねは宿泊施設ということでございましたけれども、お答えとして少し広く、厚生年金保険の福祉施設について申し述べさせていただきます。
　厚生年金保険の福祉施設といたしましては、現在、病院、会館、老人ホーム、スポーツセンター等各種の施設がございまして、全国で八十九施設が設置運営されております。
○魚住委員　いろいろな仕事をなさっておられることは私どもも存じ上げておるわけでありますが、きょうは特にその中でも会館及び会館に類するそれらの呼称を用いた、厚生省の場合はサンピアという名前でいろいろな施設をつくっておられるようでありますが、それらのことについてお尋ねを絞ってしていきたい、このように考えておりますので、よろしくお答えをいただきたい。
　この施設は、加入者への福利還元というものを主体として幅広く利用されておるようでございます。とりわけそういうようなことがきょうの趣旨であります民業の圧迫につながっていく、またそれぞれ今日まで数多くの地元の既存の業界との摩擦、それらのことを生じておることも熟知しておるわけでございますが、まず最初に現在の施設、とりわけ宿泊施設を含む利用状況はどういう状況にあるか、またそれらの利用状況が、特に民業を圧迫するという観点からきょうは質問をしておるわけでありますから、言うならば本来の趣旨に、今答弁がありました年金保険法の趣旨に従ったものではない利用状況が見受けられはしないか、そのような心配もするものでありますが、あわせてお答えをいただきたいと思います。
○岸本政府委員　厚生年金保険の福祉施設は幅広く御利用いただいております。ちなみに六十一年
度の実績で申し上げますと、厚生年金会館では九百六十六万人、それからサンピア等の宿泊施設でございますけれども、これは定数がございまして数としては比較的少ないわけでございますけれども、全体としてスポーツ施設の一環をなしているわけでございますので、スポーツ施設等を含めた利用者といたしますと一千万人、それから病院では百九十三万人ということになってございまして、各施設の利用者の総数は二千百万人を超えるというように幅広く御利用をいただいているわけでございます。
○魚住委員　それらの施設の中に宿泊施設を持っておるというのは今お尋ねをしたとおりであります。年間九百六十六万の利用者がある、こういうお答えがあったわけでございますが、民間との競合という観点から臨調でも答申をなされたように理解をしておりますし、また総務庁も行政監察を行っている、このような認識をしておるわけでありますが、行政監察の結果どのような勧告をなされ、地元との調整をどういう形で期待されておるのか、これらについてお尋ねをいたしたいと思います。
○西村説明員　お答えいたします。
　総務庁では昭和五十七年一月から三月にかけまして国と特殊法人が設置いたします宿泊施設の設置運営に関しまして行政監察を行っております。その結果、改善を要する事項につきましては、昭和五十八年九月十六日に厚生省、労働省等に勧告しております。
　監察の結果では、国や特殊法人が設置いたします宿泊施設の中には、民間の宿泊施設が既に整備されているところが多くて一部の地域で民業圧迫というようなことで地元の旅館組合等と紛争を生じましたり、あるいは既設の民間宿泊施設の宿泊利用率が減少しているというような例が見られておりますので、これらの施設を新設する場合には、臨調答申等の趣旨を踏まえまして民間と競合するものについては原則として行わないこととする必要があるという勧告をしております。そのほか、利用低調な施設を廃止するとか、員外利用料金の適正化等についても勧告しております。
　なお、臨調では特殊法人等が設置いたします会館、宿泊施設につきまして、民間と競合するものの新設を原則として中止するとともに、既存施設につきましても運営の民間委託を進める等、経営の効率化を進めることを答申しております。政府はこれを受けまして、昭和五十八年五月二十四日に、民間と競合する会館、宿泊施設等の新設を原則的に中止するとともに、既存施設の運営の民間委託等を進めることを閣議決定しております。
　以上でございます。
○魚住委員　今お答えをいただいておりますことはまことに当を得たものであろうと思います。ところが実態を調査してまいりますと、御指摘があったような事態とはかなり違うような気がしてなりません。原理原則論をここで長々と申し上げようとは思いませんけれども、最近の年金関係の施設の中には、民業を圧迫し、なおかつ民業より以上に余りにも進んだいわゆるＰＲ等もなされておる。まして、これは具体的な例で恐縮ですが、これは皆さん方のサンピアという施設なんです。これらのものを見てみますと、まことに立派な施設でもございますし、地域においてはこういう施設ができたらうれしい

だろうなと、こう利用者からすれば思うのでありますが、同業種の方々から見れば、イニシアルコストが全然かかっていないこういうような施設でありますから、料金も低料金でやれる、なおかつ、いわゆる人事管理面においても公務員という扱いになる、こういうような形で大変魅力のある職場になってくる、こういうようなものがある日突然にあるところに皆さん方の御意思でぽっと建てられる、そういうようなことになってくると、そこの地域に、いわゆる一つの地域の秩序というものを持って今運営しておるその秩序が大きく踏みにじられてくる、こういうような事態が招来するわけであります。

まして、この施設等をいろいろとお訪ねをして数字を調べてみましたら、サンピア岐阜というのは年間に結婚式だけでも二百五十八組あるのだそうであります。法律の趣旨、制度の趣旨から考えてみても、いろいろと広義に解釈していけば結婚式というのはいわゆる制度の趣旨に合うという解釈もできるのでありましょうけれども、私はこういうようなことは、皆さん方が最初お考えになってこういうような施設をおつくりになった当時の本旨から少し逸脱したものになっているのじゃないか、こういうような気がしてなりません。

一方、これはことしの皆さん方の施設のいわゆるPR用のそれぞれの施設の概要でありますが、こういうのが実はカラー刷りであるのです。「快適さ、ラインアップ。便利で充実した施設が、全国に四十二カ所そろいました。」こういうことで全国のものが、これはコピーでとったものですから色はついていませんけれども、すばらしいものが出ておる。まして九州の宮崎県の地元ではテレビ会社のコマーシャルを使ってPRもしていただいておる。こういうようなことになってくると、今それぞれお答えがあったような立場と現実の姿というのはかなり差異があるのじゃないか、このように思われてならないわけでありますけれども、そのような実例を実際御承知であられるかどうか。御承知であるとするならばそれらのことについてはどのようにお考えになるか、まずお伺いをしてみたいと思います。

○岸本政府委員　昭和五十八年九月に出された総務庁の改善意見は、公的宿泊施設の新設に関しては、臨調答申の趣旨を踏まえ、民間と競合するものについては原則として行わないようにする必要があるというものでございまして、社会保険庁といたしましても、この改善意見を踏まえて、宿泊施設である会館につきましてはその新設を行わないこととしたわけでございます。

今お話しございました厚生年金の健康福祉センター、いわゆるサンピアでございますが、昨今の国民の健康志向を受けまして、被保険者等の健康づくり、体力づくりを主たる目的とした施設でございます。センターに滞在して健康づくりや体力づくりができるよう、宿泊のための機能も附帯設備として有しているものでございます。また、結婚式場、宴会場等につきましても、被保険者等の福利向上の観点から設けたものでございます。

ただいま私どもは、設置運営は民間団体である財団法人厚生団というところに委託をいたしておりまして、この施設に従事する職員が公務員であるということはないわけでございます。ただ国が設置して委託をしている施設でございますから、PR等につきましてもそれなりの節度を持ったものにしていただきたいというふうには思っているわけでございます。これは広く利用いただいているわけでございますけれども、被保険者、受給者等に広くこういう施設の内容をお知らせをいたしまして、利用の便を図るということは一方において当然のことであるわけでございまして、私ども、委託を受けました厚生団が一生懸命PRをしていくということに対しましては大変結構だと思うのでございますが、一方先生のおっしゃいましたような民業圧迫という観点から見ますとそこに異なった問題が出てくるわけでございますから、そういうことのないよう節度を持つ、品位のあるPRということをしていただくように要望いたしたいと思います。

サンピアの設置に当たりましては、私ども総務庁の改善意見の趣旨を勘案いたしまして、事前に地元関係者と十分に調整を進める等、民間業者と競合し、民業を圧迫することのないよう慎重に配慮してまいっておりますけれども、今後とも一層その努力をいたしたいと思っております。

○魚住委員　御答弁いただいたわけでありますけれども、いずれにいたしましてもこの問題は、臨調の答申でありますとか閣議決定でありますとかにおきまして、民間と競合する会館、宿泊施設等の新設を原則的に中止をする、こういうことになっておるわけでありますから、将来の方向として、既存の施設についての運営のあり方、これらについて民間への委託等を考えながら経営の効率化を進めるようにすべきであると思うわけでありますが、いかがでございましょうか。

また、福祉施設のこれらの設置をする箇所が決定をした場合に、また決定に至るまでにいろいろなケースがあろうと思うわけでございますけれども、事前に地元の各界、また地元の業界との十分な打ち合わせ、調整等を行っていただいて、民業圧迫である、こういうことを言われることのないようにぜひひとつ御配慮をいただくようにしていただけないものだろうか、このように思うわけであります。

また、この事柄を掘り下げていろいろと申せば幾らでも申せることはあるのです。これはもう実に厚生年金法からひもといていってやっていかなければならないようになるわけでありますから、その辺のところは、せっかくきょうは大臣もおいでありますから、節度のある、しかも——何もこの施設自体が悪いとかいいとかという、そういう論旨で申し上げておるわけではありません。当然必要なところには、日本国じゅうこういうような施設は必要なところはあるでしょう。しかしながら、大体今までに皆さん方がおつくりをいただいた一つの傾向としてはどういうようなものであったかというと、大体先ほどもおっしゃいましたように、ペイライン、独立採算制度、こういうようなものが建前でありますから、どうしても大都会中心型、いわゆる地域の主たる都市集中型、こういうような形になっていくわけでありまして、果たして今までのあり方が正しかったかどうかという見直しもぜひひとつあわせてしていただかなければならぬ事態が来ているのじゃないか、こう思うわけであります。

いずれにいたしましても、これらの決定に従って節度のあるあれをしていただく、今こういう御答弁をいただいたわけでありますが、さらに、それらの地元の業界との十分な調整、これは何も宿泊業界だけではありません、ほかのいろいろなものもあるわけでありますが、ひとつ十分な配慮をお願いをしておきたいと思います。

なお、今、国会でもいろいろと取り上げられて、日本の今後の国民の健康増進とまた余暇の利用、こういうようなことについていろいろと論議がなされ、新たなる法律等がたくさん出てきておるわけであります。そういうようなことからいたしまして、こうい

う会館等ができたその時代というのは、この厚生団というのができたのは昭和十八年か十九年である、こういう認識をしておるわけでありますけれども、いわゆる新しい時代の新しい施設としてこういうような方向で国のためにやっていこうじゃないかということでおつくりをいただいたこれらの施設の出発点というのは、ほとんどがそういう三十年代の終わりから昭和四十年代の当初にかけてだと思うのです。そういうときには民業はどうであったかというと、民業というのは非常にグレードの低いものであったし、またいわゆる社会資本の充実等もそれだけ至っていなかった。そういうときに皆さん方が、やはり国家、国民のため、こういうお考えでおつくりをいただいたということはよく知っておるわけであります。

しかしながら、それから時が流れ、既に二十数年の時が流れておるわけでありますから、その中において社会の形態も変わってきておる、まして、いわゆる国民の動向も変わってきておる。こういうようなことになってくると、ぜひとも心していただかなければならぬことは、今までやってこられた皆さん方の考え方というのがすべてが正しいんだという考えは、これは過ちである、こう思うのです。

まして、私たちは今、日本人はワーカホリックだ、こういうことで、働き過ぎだ、こういうことである。住まいだって御承知のとおり小さなウサギ小屋みたいなものだ、こういう指摘も受けておる。仰せ、一週間七日しかないのに六日も七日も働く連中がおる、こういうことで、世界的なレベルから見れば非常に奇異の目をもって見られておるというのが我々の人種である。片一方では、何とかして余暇の時間をつくろう、一週間にどれくらいの時間働いたらいいだろうかな、こういうことで、言うならば皆さん方で、私たちもそうでありますけれども、参加をいたしまして、いわゆる労働時間の短縮等についての法律等もつくっておる。こういうような時代の趨勢というものをお考えをいただいて、今後こういうような施設をおつくりをいただくということであるならば、大臣、ぜひとも違う角度での施設をおつくりをいただきたい、こう思うわけであります。

特に、海洋スポーツでありますとか航空スポーツでありますとか山岳のスポーツでありますとか、そういう分野についてはほとんど皆さん方まだ目が向いておらない。言うならば民間がやっても立派にペイしていけるものについて自分たちも後から乗っかっていこう、こういう形でしか理解ができない。現実は違うと思うのですけれども、そう誤解されてもしょうがないような形で皆さん方の公的な宿泊施設というのが実は運営されておる、こういうことであります。

でありますから、民間委託の問題は民間委託の問題として今後御検討いただく、片一方ではそういうような形で全体のあり方として国民のニーズをどう把握してどういうような方向へ皆さん方持っていったらいいかということをお考えいただく、こういうようなことで今後進めていただくことはできないものだろうか。その辺のところについてお伺いをいたしたいと思います。

○斎藤国務大臣　長寿化が進みます中で国民の余暇の増大というものが大変大きくなってきております。そういう中で健康やまた文化、教養という面についての非常に多様々ニーズというものも出てきておるわけであります。

御指摘の、厚生年金保険等の積立金を利用いたしまして、年金受給者やまた被保険者に対する福利厚生事業といたしましてのそれぞれの施設を運営をいたしてまいっておるわけでありまして、この点につきましてはこれまでにも利用者の方々から非常に評価をいただき、また皆さんに喜んでいただいているというふうに私は思っておるところでございます。

今後に向けましては、今先生からいろいろな御提言がございました。まさにその時代の社会経済情勢の変化、またニーズの変化、こういうようなものを的確にとらえ、また、こういった年金の福利厚生事業としてふさわしい事業はどういうものであるかということをよく考え合わせ、そして時代に合った新しいものに常に転換をしていく、その努力をしてまいらなければならないというふうに考えております。

また、民間委託という面につきましても、これまでもそのようなことでやってまいりましたが、今後とも一層努力をいたしてまいりたいと思います。

また、ＰＲの検討につきましては、大変皆さんに喜ばれ、評価を受けておる施設でありますから、それだけのものを皆様方によく知っていただくということも必要でありますので、それなりのＰＲもしていかなければならないと思いますが、その中にはおのずと適正な範囲なり方法というものをわきまえてやらなければならないということもお説のとおりだと思っております。

また、最後の民間との競合の問題でございます。設置するときにはおおむねその設置する地元において設置に対しての強い要望があるわけでございますので、その地元の皆様方の要望に沿い、また地元の皆様方とよく御相談を申し上げて、その地に適したいろいろな内容を備えたものを設置をしていくという努力をいたしておるわけでありますが、そういう際には、当然その地元の民間の業者のこれまでの御努力というものもあるわけでありますので、民間との競合がないように十分調整を図って、そして地域の皆さんに真に喜んでいただけるような施設として設置運営をしていくように、今後とも一層努力をいたしてまいりたいと思います。

○魚住委員　大臣から非常にありがたい御答弁をいただいたわけでありますが、きょうのこれらの質問のポイントであります事柄につきましては大体御理解をいただいたものだと思います。先ほど
も申し上げたわけでありますが、施設がいいとか悪いとか、ためになっておるとかならないとか、そういう観点で申し上げたわけではありません。でありますから、やはり国民だれしも、ひとしく法のもとにおける平等からいたしましても、生活をしていく権利を持っておるわけでありますから、そういうような形で皆さん方の施設がいわゆる民業圧迫という点でとられないようにだけは、どうぞひとつ細心の御注意をお払いをいただきまして、ぜひとも、運営をされております団体に対しても今後皆さん方の方から的確な御指導をいただきますように要望いたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

平成元年六月二十一日　衆議院社会労働委員会
質問者　　村山　富市君

○村山（富）委員　今説明を聞きましたが、厚生年金でつくっておるこの種の施設、それから簡易保険でつくっているこの種の施設、これは先ほど厚生年金の場合には九割ぐらい入居率がある、こう言っていましたね。私は、厚生年金に入っている人やら簡易保険に入っている人は、こういう施設に対して大変期待が大きいと思うのですね。それは、これから有料老人ホームができても、さっき言ったように相当一時金を入れなければならないし、それから月々の利用料も高いわけですから、できればこういうところに入りたいという希望者がふえてくると思うのですね。ところが聞いてみますと、何かもう十五年ぐらいずっと新設してないというふうに聞くのですが、こういう施設については今後さらにつくっていこう、ふやしていこう、こういう考え方があるのか、いやもうこれ以上はつくらぬというふうに思っているのか、そこらの考え方をちょっと聞かしてください。
○土井政府委員　厚生年金の有料老人ホームですが、先ほど申し上げましたとおり赤字経営の現状に相なっております。それからもう一つは、長期入所施設でございますので、利用できる人間が非常に限定的になっているというような問題がございます。従来のようなものにつきましては、これから新設していくという考え方は持っておりませんが、しかしながらこれから高齢化社会というものが到来をいたしますので、そういうような全体の状況の推移を踏まえまして、介護機能を備えたり、あるいは地域住民へのサービス機能を備えたような新しいタイプの有料老人ホームにつきまして、今後検討すべき重要な分野であるというふうに考えているところでございます。

○村山（富）委員　さっき言いましたように、この十五年間くらい全然新設がないわけですよ。これはどういう理由なんですか。
○土井政府委員　昭和五十年以降有料老人ホームはつくっておりませんが、厚生年金の休暇センターの一部に長期棟というような形で、部分的ではございますけれども、そういう形で他の施設の一部としてそういう機能を持たせているという形のものは、最近までも若干ずつふやしてきておるところでございます

平成六年十月三十一日　参議院厚生委員会
質問者　　前島英三郎君

○前島英三郎君　これらの百兆円の年金基金につきましては年金福祉施設などの設置、整備にも有効利用されておりますし、年金審議会の意見書なんかを見ましても、「年金福祉施設については、国民に年金制度を身近なものとして感じてもらうとともに、高齢社会のニーズに応えていくため、更に工夫を凝らすべきである。」、こうされているんですね。
　この点に関して、いろんな施設とかいろんなものか、センターのようなものもあちらこちらにで
きまして、やっぱり社会資本整備の中で一役買っているなという思いを大変強くするんですが、これらの点に対して、障害者福祉も高齢者福祉もいわば年金というものはすべての国民のものであるという視点に立って、やっぱりこういう原資を利用して、積立金をうまく利用してやっていくということが大切だと思うんです。
　こういう障害者のニーズなんかはここにもかなり寄せられていると思うんですが、ひとつお考えを伺っておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。
○政府委員（横田吉男君）　御指摘のように年金福祉施設につきましては、広く被保険者あるいは受給者の方の福祉の増進あるいは公的年金制度に対する国民の理解を深めていただくということで、厚生年金会館あるいは国民年金の健康保養センター等各種の施設を設置してまいっております。
　その設置、整備に当たりましては、単に高齢者、被保険者だけでなくて障害者の方にも広く利用していただけるように、エレベーターあるいはスロープの設置、宿泊室やホールにつきましても車いす等の方も利用できるようなものにする等、障害者の方々にも利用しやすい施設づくりを目指しまして努力してまいっておりますけれども、今後とも一層努力してまいりたいというふうに考えております。

平成十一年四月七日　参議院決算委員会
質問者　　中原　　爽君

○中原爽君　ありがとうございました。

ただいまお話がございましたように、やはり会計検査院は、それの独自性ということとお持ちになっております所管ということも非常に大事なところでございます。国会との調整をできるだけ図っていただくということでございます。私どもも、そういう形で努力をしていきたいと思います。

それで、引き続きまして、ただいまお話のございました公的宿泊施設の運営に関します会計検査の件でございます。

これは、今お話がございましたように、衆議院の決算行政監視委員会から会計検査院に対しまして会計検査の結果報告を求めた検査要請案件でございます。御説明ございましたように、私どもの参議院の決算委員会の委員にもこの報告をお配りいただいたところでございます。

公的宿泊施設の運営ということでありまして、特に、この中でいろいろ施設につきまして対象箇所三百六十六カ所を選ばれまして検査をされたわけでありますけれども、その中で、特に厚生省にかかわります、あるいは社会保険庁を含めました施設が最も多くて百八十八カ所になっているわけでございます。したがって、数が多いというところから厚生省関係のところでお尋ねをしようと思いますけれども、こういった検査を行いました趣旨は、公的施設というこういった施設が、現在民間のいわゆる旅館であるとかそういう施設との関係がありまして、公的施設で行わなくてもいいものはできるだけ省力化しようということが趣旨であろうかと思います。

したがって、この公的施設の種別とそれを運営しております形態があるわけでありまして、ほとんど委託をするという形で運営されております。委託先は、公益法人であったり財団であったり、あるいは社団法人であったりという形であります。また、厚生省所管の中で、この公的施設の種別というのが四種類ほどに区別されると思います。健康保険保養所等、船員保険保養所等、厚生年金会館、国民年金健康保養センターですか、そういう形になります。

したがって、今後、御指摘がありましたこういう施設についてどのような形で、省力化という言い方はいけないかもしれませんが、厚生省としてお考えになっておられるかどうか伺っておきたいというふうに思っております。特に、公的施設につきまして、健康増進機能という機能が必要でありますし、単純に宿泊するということではなくて、プラスアルファの健康増進機能を付加するということで考えられているようでございますが、こういった健康増進機能ということの必要性も含めて御説明をいただければと思います。

○政府委員（宮島彰君）　今、先生の方からお話ございましたように、厚生省の所管の施設につきましては今四種類ございます。それぞれ設置の目的等は異なるわけでございます。

まず一つは、政府管掌の健康保険の関係でございますが、これはいわゆる本来の保険給付、これを補完する形で今ございましたように健康増進という目的で施設を整備してきているところでございます。

それから船員保険、これは洋上勤務を主体とする非常に特殊性のある業務でございますので、いわゆる洋上勤務から戻ったときの休養等を主体としたものとしております。

それからあと厚生年金、国民年金、年金関係の施設がございますが、年金は御承知のように拠出から給付まで非常に長い期間を要しますので、その間の被保険者の福祉の向上に資する、もって制度に対する理解を深めていただく、こういう趣旨も踏まえてそういった施設をつくっておるところでございます。

ただ、こういった公的な特に宿泊施設につきましては、今申し上げましたが御指摘がいろいろございます。そういった御指摘も踏まえまして、かつそういった施設をつくりました当初と比べまして、社会経済環境なり被保険者なり受給者のニーズも大分変わってきており、それに加えて最近の健康保険なり年金保険の財政状況というのも厳しくなってきておりますので、そういうものを踏まえましてこの施設のあり方について今検討しておるところでございます。

政府管掌保険につきましては、九年の六月に懇談会を設置しまして施設事業のあり方について検討いただきました。その中で、新規施設の設置は基本的に抑える、運営については独立採算制を原則としてできるだけ利用料の適正化なり経営の効率化を進めていく、それから三点目には、いわゆる建てかえ等の時期におきましては、経営の好転が見込めないというものについては移譲なり廃止という形での検討を進めるという御指摘を受けたところでございます。そういう御指摘を受けまして、私どもとしてもこういった施設の今後のあり方を十分検討いたしますとともに、経営の効率化なりあるいはその施設の廃止、移譲等も含めまして今後の対応を進めていきたいというふうに思っております。

それから、施設の機能といたしましては、こういった施設をつくりました当初におきましては、比較的宿泊のみという非常に単純な機能を持つ施設が主体でございましたが、最近におきましては、そういう単に宿泊ということではなくて、むしろ健康増進という機能をあわせた施設の運営というものを目指しております。特に健康保険関係ですと、そういった健康づくり、体力づくり、こういったものが疾病の発生を予防いたしますし、そういったものがひいては医療費全体の適正化なりあるいは医療保険の財政の安定化にも資する、こういう観点から、かなり健康増進機能を重視した施設のあり方という方向へ最近は変えてきているところでございます